

1 か月児健康診査のご案内

1 か月児健康診査は赤ちゃんの成長や発達、保護者の方の心配事や気になることを確認する大切な健康診査となります。

多気町では1 か月児健康診査を受診される際に助成を行っています。受診機関により助成方法が違いますので、ご確認の上、受診をしてください。

対象者：医療機関が実施する保険適用外の1 か月児健康診査で、受診日において多気町に住民票のあり、概ね生後1 か月のお子さん(生後3 か月まで)。

助成回数 対象のお子さん1 人につき1 回限りです。

手続き方法



1. 松阪地区医師会管内実施医療機関（裏面参照）で受診する場合

医療機関の窓口に①～③を提出します。

- ① 1 か月児健康診査結果票（太線内を記入）、②母子健康手帳、
- ③マイナンバーカード等資格確認書

・1 か月児健康診査結果票は受診した医療機関から多気町へ請求とともに郵送されます。

2. 1 以外の医療機関で受診する場合

(1) 医療機関の窓口に①～④を提出します。いったん全額自費でかかった費用をお支払いください。

- ①医療機関への依頼文書（健診票に添付されたもの又はHPよりダウンロードしたもの）、
- ②母子健康手帳、③1 か月児健康診査結果票、④マイナンバーカード等資格確認書

(2) 多気町こども課へ、以下の①～⑤を準備して申請してください。

- ①申請書（出生届出時にお渡ししたもの又はHPよりダウンロードしたもの）
- ②母子健康手帳
- ③領収書（1 か月児健康診査に係る支払額がわかるもの）
- ④受診した医療機関の結果の記入がある1 か月児健康診査結果票
- ⑤振込先がわかるもの

・申請期日 受診日から6 か月以内（期日内に申請できない場合はお問い合わせください。）
・保険診療で実施した場合は対象外になります。

(3) 後日、申請された費用（上限6,000 円）を振込みさせていただきます。

問い合わせ先

多気町役場 こども課 こども未来係（多気町相可 1600）

電話：0598-38-1154 開庁日：平日 8時30分～17時15分

※ 実施医療機関
(R7年4月時点)

医療機関名	住所	電話番号
イワサ小児科	松阪市下村町 527	0598-29-0051
おおはし小児科	松阪市大足町 671-2	0598-21-7722
とうご小児科	松阪市光町 1070-5	0598-26-1010
はせがわこどもクリニック	松阪市射和町 603	0598-60-0708
安田小児科内科	松阪市上川町 2194-3	0598-28-8828
井口小児科	松阪市嬉野町 1455-3	0598-42-2900
済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1 区 15-6	0598-51-2626
桜木記念病院	松阪市南町 443-4	0598-21-5522
松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	0598-21-5252
大久保クリニック	松阪市宝塚町 1509-5	0598-22-0220
鷺尾小児科	松阪市殿町 1466-41	0598-21-7137
上瀬クリニック	多気郡大台町新田 472-4	0598-85-0106

受診には予約が必要な場合があります。
受診前に医療機関にお問い合わせいただくことをお勧めします。



1 か月児健康診査 助成フローチャート

